

## 三田市入札結果等の公表に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三田市が執行する一般競争入札又は指名競争入札等（以下「競争入札」という。）の結果等を公表することにより、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保することを目的とする。

### (公表の対象)

第2条 競争入札の結果等の公表対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事及び製造の請負
- (2) 建設コンサルタント等業務委託
- (3) 物品の購入

### (公表する事項)

第3条 公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 入札結果及び契約に関する事項

#### ア 建設工事及び製造の請負

入札執行日、契約日、工事名、場所、種別、概要、入札参加者名（指名競争入札の場合は指名理由）、入札経過、落札者の名称及び住所、落札金額及び契約金額（変更があった場合はその内容及び理由）、最低入札価格未満の入札者名、工事着手時期及び完成の時期並びに随意契約の場合における随意契約理由

#### イ 建設コンサルタント等業務委託及び物品の購入

入札執行日、契約日、委託業務名又は物品名、場所、入札参加者名、入札経過、落札者の名称及び住所、落札金額及び契約金額

- (2) 工事請負契約に係る予定価格及び最低制限価格

### (公表の方法)

第4条 競争入札の結果等の公表は、契約担当課において前条各号に掲げる事項を記載した文書を閲覧に供する方法及びインターネットによる三田市ホームページにより行うものとする。

### (公表の時期及び期間)

第5条 競争入札の結果等の公表の期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 入札結果及び契約に関する事項は、契約（変更）日以降すみやかに公表し、

公表期間は、その属する年度の翌々年度末日までとする。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第2条又は第3条の規定に基づき議会の議決に付する契約については、契約日及び着手時期を除き仮契約日以降すみやかに公表し、契約日及び着手時期は、議会後本契約として効力が生じた日以降すみやかに公表する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（工事請負契約、建設コンサル等委託契約及び物品購入契約に係わる競争入札結果の公表に関する要綱の廃止）

2 工事請負契約、建設コンサルタント等委託契約及び物品購入契約に係わる競争入札結果の公表に関する要綱（平成10年7月1日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。